

## 次期「教育に関する大綱」の策定について

### 1 現行の「教育に関する大綱」について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、総合教育会議における教育委員会との協議を経て、本県の教育に関する目標や施策の根本となる方針として、「愛知の教育に関する大綱」を2016年2月に策定。

#### ○「大綱」の対象期間

2016年度から2020年度までの5年間

#### ○基本理念

「自らを高めること」と「社会に役立つこと」を基本的視点とした「あいちの人間像」の実現

＜めざす「あいちの人間像」＞

- ①【共に生きる】      ②【自分を生かす】      ③【学び続ける】
- ④【あいちを創る】      ⑤【世界にはばたく】

#### ○「あいちの人間像」を実現する五つの基本的な取組の方向

- ① 個に応じたきめ細かな教育を充実させ、一人一人の個性や可能性を伸ばします
- ② 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、道徳性・社会性を育みます
- ③ 健やかな体と心を育む教育を充実させ、たくましく生きる力を育みます
- ④ 未来への学びを充実させ、あいちを担う人材を育成します
- ⑤ 学びがいのある魅力的な教育環境づくりを進めます

### 2 次期「教育に関する大綱」の策定（案）

#### (1) 基本的な考え方

- 現行の「教育に関する大綱」の対象期間が2020年度で終了することから、2020年度中に、次期「教育に関する大綱」を策定する。
- 「大綱」と教育振興基本計画を整合性のとれたものにするとし、知事部局と教育委員会が連携して2020年度中に策定する次期「教育振興基本計画」の基本的な方針の部分を次期「大綱」とする。

#### (2) 「大綱」の対象期間

2021年度から2025年度までの5年間

### (3) 策定スケジュール（案）



#### [参考] 法律上の位置づけ

	大綱	教育振興基本計画
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育基本法
策定主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協議	地方公共団体
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 ※必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ※努力義務